平成２２年（フ）第１１号
新潟県柏崎市松波３丁目３番32―104号　コーポ池嶋
債務者　竹田めぐみ
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
山口県宇部市恩田町１丁目６番62号
債務者　佐藤　祐子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第４２３９号
札幌市中央区北２条東12丁目98番地21　ＬＥＥ苗穂駅前ビル501号
債務者　池田　則行
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３０９号
札幌市北区西茨戸２条１丁目７番10号
債務者　岸田　香里
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７号
盛岡市桜台１丁目13番11号
債務者　片岡　　哲
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４９号
盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地133
債務者　前澤　美恵
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５２号
盛岡市本町通２丁目３番26号　山田アパート11号
債務者　藤下ヒロ子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２４号
群馬県高崎市大橋町130番地６　古沢ハイツ302号
債務者　小池　正律
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２８号
群馬県富岡市後賀740番地
債務者　野崎　元紀
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３１号
埼玉県入間市大字下藤沢759番地１　レオパレスＡ101、前住所埼玉県所沢市大字山口1370番地の１　コーポラスＡ―202
債務者　上野　敬之
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３２号
埼玉県入間市大字下藤沢759番地１　レオパレスＡ101、前住所埼玉県所沢市大字山口1370番地の１　コーポラスＡ―202
債務者　上野　良子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５１２号
静岡県沼津市大手町１丁目１番６―1304号、前住所静岡県三島市徳倉１丁目16番12号　平和荘103
債務者　野田　通子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５６６号
静岡県駿東郡長泉町本宿655番地の１
債務者　古泉　憲康
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５７３号
静岡県三島市日の出町７番30号　市営日の出町住宅Ａ―102
債務者　若林　茂子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６２３号
静岡県熱海市泉415番地　奥西山市営住宅５号
債務者　小野　広志
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６２４号
静岡県伊豆の国市南條1549番地　ロイヤルハウス102号、前住所静岡県伊豆の国市古奈90番地
債務者　松下　富江
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６４５号
静岡県熱海市下多賀957番地の１
債務者　諏訪部敏子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係